平成２９年（フ）第５０３３号
東京都足立区入谷９丁目17―30―302
債務者　佐々　和生
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０５２号
東京都豊島区高松３丁目８－８－202
債務者　樋田　洋平
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０５５号
東京都大田区仲六郷１丁目28―８―201
債務者　久保　芳光
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０５６号
東京都大田区仲六郷１丁目28―８―201
債務者　久保　節子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０５７号
埼玉県吉川市栄町829―１、住民票上の住所
東京都北区滝野川５丁目21―５
債務者　山本真奈美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０５８号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾６丁目５―22
サンガーデン金井Ｂ棟102
債務者　山川　一馬
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６号
島根県益田市高津５丁目22番12号
債務者　栗田　雅彦
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月７日午前11時
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１８号
熊本県人吉市鬼木町1372番地４
債務者　山口あゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第５４３号
東京都武蔵野市桜堤２丁目６番18号サンクレストコート
債務者　近藤　惠生
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２４号
栃木県宇都宮市下岡本町4552番地11、前住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目14番地７ハイツピレネー102号室
債務者　川本　博樹
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３５号
栃木県宇都宮市簗瀬町1851番地１　ＤＡＩＴＡ　Ｉ　202号
債務者　長屋　精悟
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３７号
栃木県宇都宮市中河原町３番24号　チサンマンション今小路403号、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目４番20号　地産マンション宇都宮第一607
債務者　渡邉ミイ子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４１号
栃木県日光市明神2456番地１　（１－１－３）
債務者　中西　万人
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４２号
栃木県日光市若杉町1255番地１　県営若杉住宅３号棟46号室、前住所栃木県日光市今市848番地１　並木ハイツ107
債務者　山田　清美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５０１１号
東京都江東区冬木16―22―303
債務者　大橋　秀雄
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部